

県民運動推進事業(CM 放映等)委託業務
仕様書

(令和6年4月 17 日変更)

1 業務名

県民運動推進事業(CM 放映等)委託業務

2 事業内容

本県の最重要課題である人口減少問題において、現在、婚姻件数や出生数の減少がさらなる人口減少を招くという負の連鎖が深刻化している。この背景として、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根底にあり、家事や育児などの役割の多くを女性が担う現実がある。このことは、女性にとって、仕事をしながら家庭や子どもを持つことに負担や不安を感じるにつながっている。

本事業では、全ての人々が自らの希望や意思に基づいて、仕事、家庭、プライベートなどのライフスタイルを選択でき、『ライフコースの一つとして』子どもを持つことにポジティブなイメージを持ってもらうことを目的に、性別役割分担意識の解消及び「共働き・共育て」の取り組みへの理解促進のため、テレビ CM を中心とした広報・啓発を行う。

なお、本事業のターゲットは、自身のキャリアやライフスタイル(結婚や出産などを考える時期にある年齢層及びその親世代の男女(20～60代)とする。

3 業務内容

(1) テレビ CM の放映

- ①内容 : 完全パッケージ 30 秒動画 × 2 パターンのテレビ放映
※動画制作については別途業務委託するため、本委託業務には含まれない。
- ②放送局 : 県内民放テレビ局3社
- ③放送期間:【動画パターン A】令和6年7月～9月
【動画パターン B】令和6年10月～12月
- ④放送本数: 上記期間(6ヶ月)を通して1局あたり 60 本以上
なお、本事業のターゲットに効果的に訴求できる時期(夏休み、年末年始等)を踏まえたうえで本数配分を行い、提案すること。
- ⑤放送時間: 本事業のターゲットに最も効果的に訴求できる放送時間を提案すること。

(2) その他の広報媒体を活用した広報・啓発

完全パッケージ 30 秒動画を活用した YouTube 広告やその他 SNS での発信、動画のメインビジュアルを活用したポスターや屋外広告等、複合的な媒体の活用による相乗効果を創出するため、具体的かつ効果的な PR 手法を提案すること。

なお、広告掲載費やポスター等の制作物にかかる必要経費は本委託事業費に含むものとする。(メインビジュアル画像は委託者から提供するため、受託者はその画像を活用し、ポスター等のデザインを行うこと。※ただし、ポスター制作は必須要件ではない)

(3) 委託期間を通じた広報・啓発計画の作成

業務目的に合致した広報・啓発計画表を作成すること。

※各広報媒体別に目標値を設定したうえで、運用計画表を作成することとし、委託期間内に効果検証を行うとともに、運用の見直し手法についても具体的に盛り込むこと。

(4) プレスリリースの作成

CM 放映及び動画解禁日に合わせ、リリース資料を作成すること。

(5) その他

完全パッケージ 30 秒動画は、委託者から MP4 ファイルで提供する。テレビ放映にデータ変換作業が必要な場合、その費用については本委託事業費に含むものとする。

4 実施体制

業務の実施にあたっては、責任者を明確にし、事業が円滑に実施できる人員・体制を確保すること。

5 その他の留意事項

(1) 業務実施計画書を契約締結後 10 日以内に提出すること。

(2) 仕様書の内容については、契約後、委託者と協議のうえ、予算の範囲内で変更する場合がある。

(3) 受託者は、委託者と事業の実施体制や進捗状況について綿密に協議、調整するものとする。

(4) 仕様書に明示のない事項または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

- (5)当該委託業務を通じて取得した個人情報については、委託者の保有する個人情報として高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の適用を受ける。
- (6)本事業の目的達成に向け、新たに盛り込むべき視点や独自の手法があれば、適宜提案すること。
- (7)事業終了時、事業完了報告書を提出すること。